

ブロードバンド整備等に係る取組について

2020年7月17日

総務省

ブロードバンド整備推進室

光ファイバ整備の推進 (高度無線環境整備推進事業)

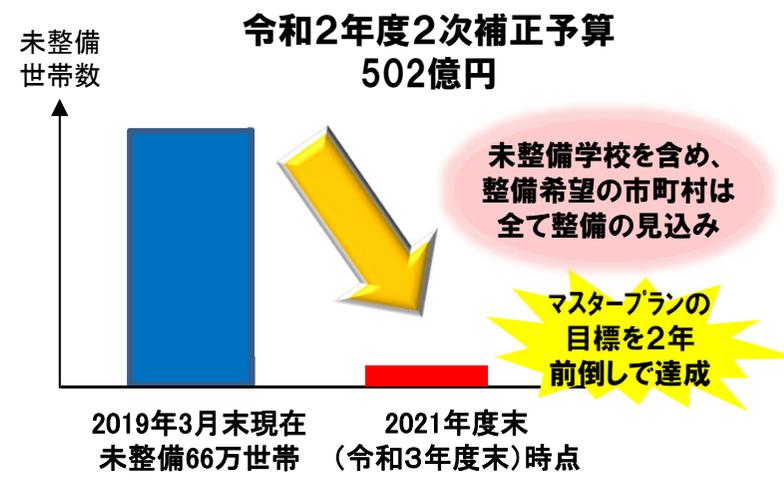
令和2年度2次補正予算	501.6億円
(令和2年度1次補正予算	30.3億円)
(令和2年度当初予算	52.7億円)

① 施策の目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指した「GIGAスクール構想」を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤の整備を加速することが必要。

② 施策の概要

- 教育ICT環境整備等の観点から、光ファイバが未整備の学校がある地域をはじめとして、地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路設備等)の整備を支援。
- 本補正予算により、令和3年度中に、光ファイバが未整備の学校を含め、市町村が希望するすべての地域で光ファイバを整備する。
- 総務省「ICTインフラ地域展開マスタープラン」(令和元年6月)で設定した光ファイバ整備の目標(令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす)を、2年前倒して、令和3年度末までの達成を図る。



③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

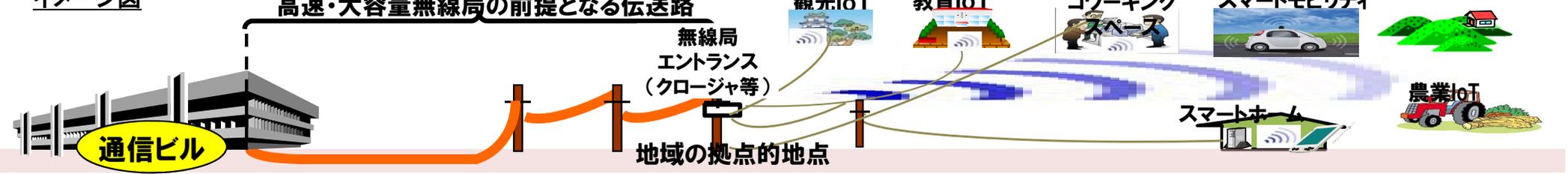
イ 対象地域: 下記①~③のいずれかに該当する地域

- ①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)、
- ②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 負担割合: 自治体が整備を行う場合 離島2/3、 離島以外1/2(※)(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

民間事業者等が整備を行う場合 離島1/2、 離島以外1/3

イメージ図



「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」の概要（令和2年7月3日）

「条件不利地域のエリア整備（基地局整備）」、「5Gなど高度化サービスの普及展開」、「鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施する。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
条件不利地域の エリア整備 (基地局整備)	居住エリア	エリア外人口約1.3万人を2023年度末までに全て解消					
	非居住エリア	住民や観光客の安心安全の確保が必要なエリアを中心に整備を支援 これまで携帯電話サービスが想定されていなかった地域のエリア化を推進					
5Gなど高度化サービ スの普及展開	5G基地局の整備	既存の3G/4Gエリアへの5G基地局の導入を推進 携帯電話等エリア整備事業(高度化事業)の活用 4G用周波数の5G化 5G投資促進税制による5G基地局の前倒し整備促進 新たな5G用周波数の確保					
	5G基地局向け 光ファイバの整備	光ファイバ整備の推進 (高度無線環境整備推進事業の活用)					
	ローカル5Gによる エリア展開の加速	ローカル5G等の利活用の促進 ローカル5G等の開発実証の推進 開発実証の結果を踏まえ、ローカル5Gの利用ルール等を順次整備 ローカル5Gの制度化 ローカル5G周波数の拡大 5G投資促進税制によるローカル5G普及促進					
鉄道／道路トンネルの 電波遮へい対策	新幹線	2020年までの対策完了 延伸区間については、開業までに対策完了					
	在来線	2022年度までに平均通過人員2万人以上(全輸送量の90%以上)の区間に重点をおいて対策を実施 工事進捗状況によっては継続実施					
	高速道路	100%の整備率を達成・維持					
	直轄国道	95%の整備率を達成・維持					
光ファイバ整備	居住世帯向け 光ファイバ整備	2021年度末までに未整備世帯を約18万世帯に減少 (高度無線環境整備推進事業の活用) 目標達成を2年前倒し					

2023年度末を自処に約21万局
(開設計画の3倍)以上の整備

公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行ガイドラインの概要

目的

✓ 地方における将来の更なる人口減少等も見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体(以下「自治体」という。)が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、指針を示す。

基本的考え方

✓ 公設設備を保有する自治体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。

✓ 民間電気通信事業者(以下「事業者」という。)は、自治体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また不採算地域の設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。

対象主体・設備

✓ 自治体及び事業者を対象

✓ 事業者のブロードバンドサービス業務に関わる光ファイバケーブル及び附帯設備を対象

民間移行に係る支援措置

《民間移行に伴う高度化(更新)》

✓ 事業者が公設設備の譲渡を受け、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合、総務省補助事業の活用が可能

✓ 当該高度化に際し、地方公共団体の自己負担が必要となる場合、過疎債、辺地債も活用が可能

【参考】民設民営のメリット

安価で効率的な設備整備・運用が可能

- 整備・運用ノウハウがあるため、効率的な工事・運用が可能。
- 材料調達費用等においてスケールメリットが働き安価に調達が可能。
- 自治体が整備費用や維持管理費用等を負担し続ける必要がない。

災害時等の迅速な復旧等が可能

- 被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能(公設の場合、自治体と事業者間の事前調整や自治体内の予算措置等の手続きが発生)。

柔軟なサービス提供が可能

- 運用ノウハウがあるため、柔軟なサービス提供を行いやすく、他事業者との連携・設備共用等もスムーズ。

協議の進め方

✓ 一般的に実施される協議の行程は次のとおり

- ① 基本条件の協議・確認
- ② 守秘義務協定の締結
- ③ 情報提供・採算性判断
- ④ 追加協議・事業者選定
- ⑤ 議会審議(予算措置)
- ⑥ 覚書締結
- ⑦ 第三者協議
- ⑧ 譲渡の事前準備
- ⑨ 議会審議(条件合意)
- ⑩ 仮契約締結
- ⑪ 財産処分手続
- ⑫ 譲渡契約の締結

《民間移行後の維持管理費》

✓ 民間移行後、料金収入だけで設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合がある

✓ 当該負担金に対して、地域通信の確保のため、過疎対策事業債(ソフト分)を充当している自治体がある。ふるさと納税等により寄附を受けた財源等についても、当該負担金に活用可能である

《財産処分》

✓ 過去に総務省補助金で整備した場合、整備完了後10年以上の設備の無償譲渡は、総務省に報告を行うことで譲渡が可能

《相談窓口》

✓ 支援が必要な場合、総務省ブロードバンド整備推進室に相談すること

各論

- ① 利用料金の扱い
- ② 電柱の添架位置
- ③ 自治体保有用地の長期利用
- ④ 自治体独自サービス
- ⑤ 負担金
- ⑥ 譲渡に係る協議期間
- ⑦ 住民への説明
- ⑧ 民間移行に要する費用